

長崎県本庁舎広告募集要項

長崎県では、県有財産の新たな有効活用を図るため、長崎県本庁舎のエレベーターホールやエレベーター内等に広告掲出枠（フレーム）を設置し、民間企業等のポスター広告の掲出場所として貸付を行います。この広告掲出場所を活用していただく広告主を募集します。

1. 募集する広告掲出枠の場所、規格等

場所	規格・種類	枠数	1枠当たりの月額料金
長崎県庁行政棟 1階中央エレベーターホール (西側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	12,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)
長崎県庁行政棟 8階展望室入口(展望室側)	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	1枠	3,000円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)

(1) エレベーターの稼働時間は、点検時を除き以下のとおりです。

- ・中央エレベーター1・2号機（1階～7階）

職員:24時間利用可

来庁者:平日18時～8時30分の間及び休日は利用不可

- ・中央エレベーター3号機（1階～8階）

職員:平日21時～7時の間及び休日は利用不可

来庁者:平日18時～8時30分の間及び休日は利用不可

- ・中央エレベーター4号機（1階～8階）

職員:平日18時～8時30分の間及び休日は利用不可

来庁者:平日21時～7時の間及び休日21時～9時の間は利用不可

(2) 広告掲出位置図、掲出イメージは以下の資料をご確認ください。

- ・ 広告掲出位置図（行政棟1階、行政棟2階及び行政棟8階）
- ・ 広告掲出イメージ（写真）

2. 広告掲出期間

掲出希望月の1日から令和7年3月31日（月）まで（1ヶ月単位から）

3. 申込方法

持参又は郵送にて、以下の書類を9の部局まで提出してください。

- (1) 長崎県本庁舎広告掲出申込書（様式第1号（ポスター用））
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 広告原案（ポスター）
- (4) 会社概要（業務内容）等の資料

4. 申込期間

令和6年9月17日（火）から令和7年2月14日（金）まで

（掲出開始日の2週間前まで（例：12月から掲出希望の場合、11月15日まで））

※持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとします。

※郵送の場合は、令和7年2月14日（金）17時必着とします。

5. 申し込みに際しての留意事項

- (1) 申し込みは、1ヶ月単位とします。
- (2) 広告ポスター作成費用は、広告主の負担となります。
- (3) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、9の部局が行います。
- (4) 広告掲出期間中に広告内容を変更する場合は、変更の2週間前までに9の部局への協議が必要となります。

6. 関係規程

業種、広告内容等について基準等を設けています。申し込みにあたっては、以下の規程をご確認ください。

- ・ 長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱
- ・ 長崎県本庁舎広告掲出事業実施要領
- ・ 長崎県県有施設広告掲出取扱基準

7. 選定方法

申し込みのあった広告について、9の部局において6の関係規程に適合するか審査します。また、同一の掲出場所に枠数以上の申込みがあった場合は、次の選定順位により選定します。同順位の場合は、抽選により選定します。抽選により当選した枠から空き枠への変更は、抽選会終了までは可能ですが、終了後は受け付けません。

- (1) 希望月数の多いもの。
- (2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの。

8. 広告掲出決定後の手続き

- (1) 掲出決定の通知
広告掲出の可否及び掲出場所については、9の部局から申込者に対して通知します。
- (2) 契約締結
上記(1)の通知の際、契約書を同封しますので、押印のうえ指定された日までに提出してください。
- (3) 広告原稿（ポスター）の提出
指定された日までに、広告原稿（ポスター）を提出してください。
- (4) 広告掲出場所貸付料の納付
9の部局から納入通知書を送付しますので、指定の日までに金融機関窓口にて納入してください。

9. 担当部局（申込書提出先）

- (住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県 総務部 管財課 管理班
(電話) 095-895-2181
(FAX) 095-895-2553
(メール) s01050@pref.nagasaki.lg.jp